

新型コロナウイルス感染症対策としての オンライン診療について

○ オンライン診療の指針の記載

V 指針の具体的適用

1. オンライン診療の提供に関する事項

(2) 適用対象

② 最低限遵守する事項

i 直接の対面診察と同等でないにしても、これに代替し得る程度の患者の心身の状態に関する有用な情報を、オンライン診療により得ること。

ii 初診は、原則として直接の対面による診療を行うこと。

iii **急病急変患者については、原則として直接の対面による診療を行うこと。**なお、急病急変患者であっても、直接の対面による診療を行った後、患者の容態が安定した段階に至った際は、オンライン診療の適用を検討してもよい。

iv ii 及び iii の例外として、患者がすぐに適切な医療を受けられない状況にある場合などにおいて、患者のために速やかにオンライン診療による診療を行う必要性が認められるときは、オンライン診療を行う必要性・有効性とそのリスクを踏まえた上で、医師の判断の下、初診であってもオンライン診療を行うことは許容され得る。ただし、この場合であっても、オンライン診療の後に、原則、直接の対面診療を行うこと。

○ 指針における考え方に沿った新型コロナウイルス感染に関するオンライン診療

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大の状況が、**患者がすぐに適切な医療を受けられない状況にある**と言えるかどうか。
- ・患者の状況が、**患者のために速やかにオンライン診療による診療を行う必要性が認められるとき**と言えるかどうか。
- ・初診からのオンライン診療が、**オンライン診療を行う必要性・有効性とそのリスクを踏まえた上で**行われたと言えるかどうか。

本指針上の「初診」の定義(1)

背景・問題意識

第2回検討会において、初診対面診療の原則の例外の検討の議題等において、本指針上における「初診」の定義について議論があったため、医師法・医療法等には「初診」という用語・概念はないものの、改めて本指針上の「初診」の定義について、整理するもの。

○オンライン診療の初診に関する基本的考え方

本指針については、医師法等との関係を整理したものであるため、本指針における「初診」の考え方も、医師法における「診察」などと整合性を図る必要がある。

医師法第20条にいう「診察」とは、問診、視診、触診、聴診その他手段の如何を問わないが、現代医学から見て、疾病に対して一応の判断を下し得る程度のものをいう(※)、とされている。

いわゆる初診においては、通常、症状・疾患に対する治療・処方のため、診察を通して診断等を行うことが想定されることを踏まえると、本指針における「初診」についても、診察の中でも新たな症状等(ただし、既に診断されている疾患から予測された症状等を除く。)に対する診察を行うことをいう、と解釈される。

オンライン診療においては、患者の状態について医師が得られる情報が対面診療に比べ限定的であるため、「初診」は対面診療が原則であるもの。

※ 「情報通信機器を用いた診療(いわゆる「遠隔診療」)について」(平成9年12月24日付健政発第1075号厚生省健康政策局長通知)抜粋

本指針上の「初診」の定義(2)

○具体的なケースごとの整理

初診の定義は、「初診対面診療の原則」(及びその例外)にも影響してくるため、様々なケースを想定して個別具体的に整理した。

<同一医療機関への継続的な受診のケース>

- ・当該医療機関に初めて受診した場合は「初診」
- ・二度目以降であっても、新たな症状等(※1)・疾患について受診する場合は「初診」
 ※1 ただし、既に診断されている疾患から予測された症状等を除く。
- ・二度目以降に既に診断を受けた疾患について受診する場合は「初診」に該当しない(※2)
 ※2 ただし、疾患が治癒ないし治療が途中で長期間中断した後、再度同一疾患で受診する場合は、「初診」に該当。

<他の医療機関で既に受診済みのケース>

- ・他の医療機関に受診し診断・処方を受けている場合であっても、当該医療機関への受診が初めての場合は、「初診」
- ・二度目以降については、同一医療機関の場合と同様の整理。

(注) いずれのケースにおいても、「初診」に該当するか否かは、医療機関の単位で、個々の医師がカルテ等の確認により判断することが想定される。

	同一医療機関	同一症状等で他の医療機関で受診済み
初診	<ul style="list-style-type: none"> ・初めての受診 ・新たな症状等・疾患について受診 	<ul style="list-style-type: none"> ・当該医療機関に初めての受診 ・当該医療機関に新たな症状等・疾患について受診
初診以外	<ul style="list-style-type: none"> ・同一疾患について二度目以降の受診 ※ 他の医師がみる場合も初診ではないが、オンライン診療においては、原則、同一医師原則が適用となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・同一疾患について当該医療機関に二度目以降の受診 ※ 他の医師がみる場合も初診ではないが、オンライン診療においては、原則、同一医師原則が適用となる。

新型コロナウイルスの感染拡大に応じたオンライン診療の論点

【現状で実施可能な医療サービス】

- 慢性疾患等を有する定期受診患者等について、かかりつけ医等の判断で、**継続処方されていた慢性疾患治療薬を電話や情報通信機器を用いた診療で処方**（R2.2.28事務連絡）
- 発熱、上気道症状等についてのオンラインでの相談に対し、疾患名を挙げて診断を行うのではなく、**一般用医薬品を用いた経過観察を奨めることや、受診を奨めること**（オンライン受診勧奨）
- ※ オンライン受診勧奨は、診療前に実施されるため、診療報酬の対象外

新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から
更なる対応については・・・

○ 継続した発熱等、**新型コロナウイルス感染の疑いがある患者の治療**

- ✓ 簡易検査キット、治療薬がない中、オンライン診療で**新型コロナウイルスの診断、治療を行うことは困難**
- ✓ 治療薬等がある場合でも、**検査精度、他の疾患を見逃すリスク、副作用のリスク等の課題**

○ 軽度の発熱、上気道症状、腹痛、頭痛等について、対症療法として**解熱剤等の薬を処方**

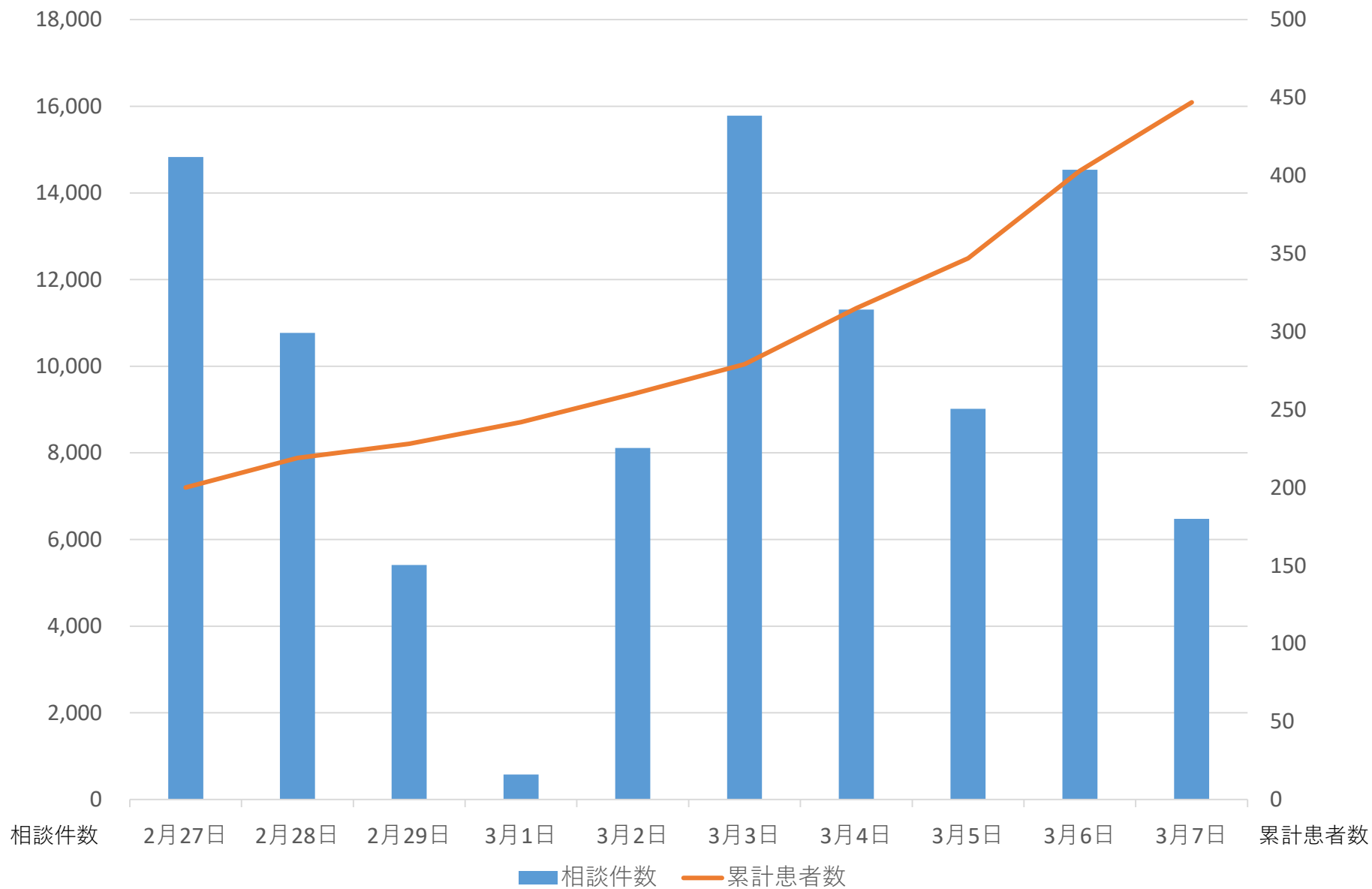
- ✓ オンラインでは、物理的な制約から問診と視診に限定されるため、**正しい診断やそれに基づく処方が困難な中で対応することをどう考えるか**
- ✓ その際、頭痛や腹痛については特にリスクが高いことを踏まえた検討が必要ではないか

○ 既に診断された慢性疾患を有する定期受診患者の**血圧上昇等の病状の変化への対応**

- ✓ **基礎疾患のリスクを把握しているかかりつけ医等が病状の変化へ対応することをどう考えるか**
- ✓ その際、オンライン診療計画については、予測される症状の変化を追記することとしてはどうか

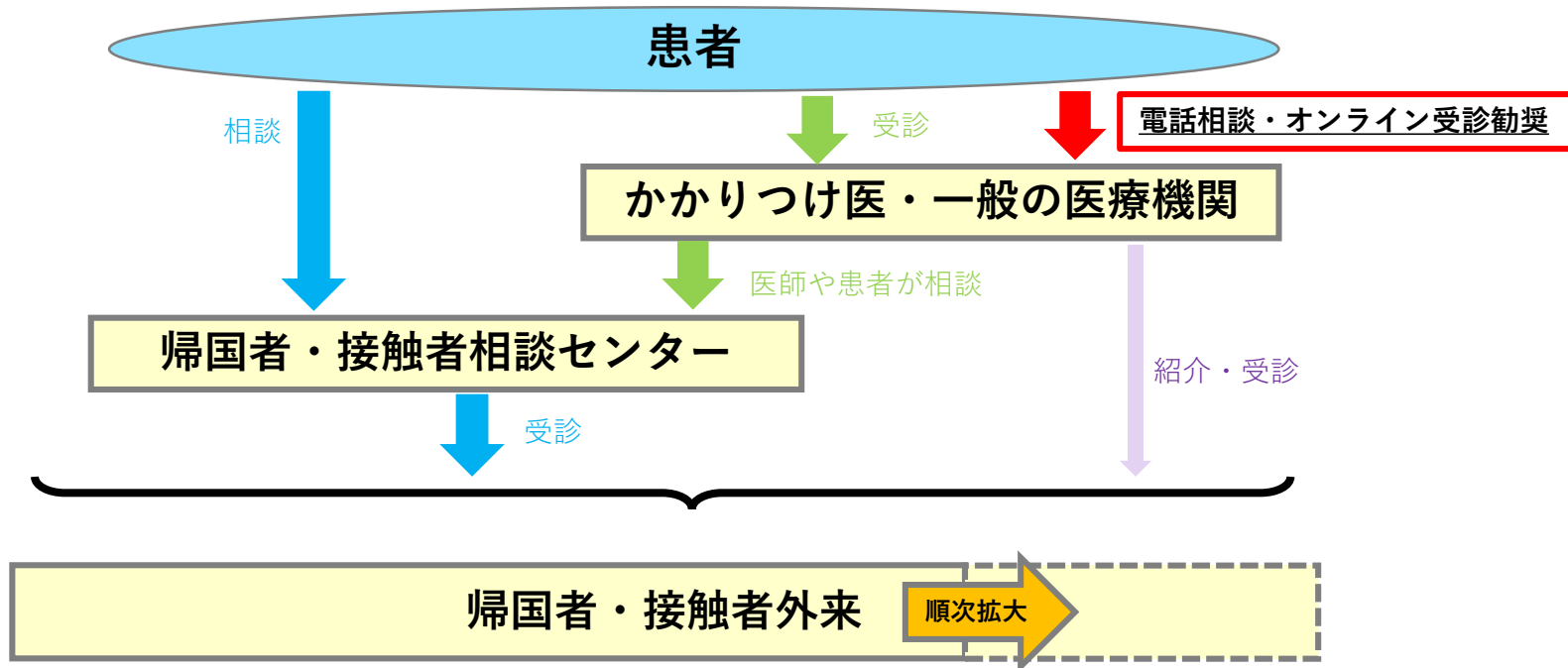
- ◆ **新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、オンライン診療の更なる活用については、対面診療を行わないことによる重症化や見逃しのリスクと、対面診療を行うことによる感染拡大のリスクとの比較考量が必要ではないか**
- ◆ その際、継続的に慢性疾患等の治療に関わっていた医師（かかりつけ医）かどうかの違いも考慮してはどうか

帰国者・接触者相談センターの1日の相談件数と累計患者数（人）



新型コロナウイルス感染症における帰国者・接触者外来受診までの流れ

○本来、累計患者数の増加に伴い、帰国者・接触者相談センターの相談件数も増加することが予測されるが、実際は帰国者・接触者相談センターの体制などにより相談件数が横ばいであることが想定されること等から、電話による相談やオンライン受診勧奨を有効に活用することを検討してはどうか。



慢性疾患を有する定期受診患者の病状の変化への対応について①

○ 令和2年2月28日事務連絡（抜粋）

1. 電話や情報通信機器を用いて診療し医薬品の処方を行い、ファクシミリ等で処方箋情報が送付される場合
 - ・ 新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、慢性疾患等を有する定期受診患者等について、当該慢性疾患等に対する医薬品が必要な場合、感染源と接する機会を少なくするため、一般的に、長期投与によって、なるべく受診間隔を空けるように努めることが原則であるが、**既に診断されている慢性疾患等に対して医薬品が必要になった場合には、電話や情報通信機器を用いて診察した医師は、これまでも当該患者に対して処方されていた慢性疾患治療薬を処方**の上、処方箋情報を、ファクシミリ等により、患者が希望する薬局に送付し、薬局はその処方箋情報に基づき調剤する。

○ 指針の記載

V 指針の具体的適用

1. オンライン診療の提供に関する事項

(5) 薬剤処方・管理

②最低限遵守する事項

i 現にオンライン診療を行っている疾患の延長とされる症状に対応するために必要な医薬品については、医師の判断により、オンライン診療による処方を可能とするが、患者の心身の状態の十分な評価を行うため、原則として、新たな疾患に対して医薬品の処方を行う場合は、直接の対面診療に基づきなされること。ただし、**在宅診療、離島やへき地等、速やかな受診が困難である患者に対して、発症が容易に予測される症状の変化に医薬品を処方することは、その旨を対象疾患名とともにあらかじめ診療計画に記載している場合に限り、認められる。**ただし、新たな症状の変化に対しては、その経過を対面診療した際に確認すること。また、重篤な副作用が発現するおそれのある医薬品の処方は特に慎重に行うとともに、処方後の患者の服薬状況の把握に努めるなど、そのリスク管理に最大限努めなければならない。

○ 事務局提案

新型コロナウイルス感染拡大の時期に限り（感染流行の終息時期については厚生労働省が別途通知を発出する）、既出の事務連絡に記載された、「**当該患者に対して処方されていた慢性疾患治療薬を処方**」に加えて、かかりつけ医等の定期受診患者が既に診断されている疾患において、新型コロナウイルスの感染拡大の状況を踏まえた必要性や有効性を考慮した上で、**同一の疾患による病状に変化が生じた場合（例えば血圧が上昇した場合等）、電話による診療や情報通信機器を用いた診療で新たな医薬品の処方を可能としてはどうか**。その際、可能な限りで想定し得る範囲の症状の変化をあらかじめ患者やその家族等に伝え、その内容について、診療録に記載しておくことが望ましい。

○ 背景・問題意識

（現行の指針の範囲で実施可能な事項として）新型コロナウイルス感染症の感染が拡大し、重症者への適切な医療を提供する必要性が増大した場合に、感染している者のうち、無症候の者や軽症の者であって、重症化するリスクが低いと考えられる者（例：若年で基礎疾患のない者）が今後、医療機関で診断された後に自宅で療養しなければならないことが生じる可能性がある。仮に、そのような場合においては、新型コロナウイルス感染症であるが無症候あるいは軽症であることが対面診療で確認された後、**電話や情報通信機器による相談や診療（オンライン診療を含む）を用いることで、在宅での経過観察を実施すること**、また、実施する際の留意事項等について検討してはどうか。

○ 想定されるケース

- ・新型コロナウイルス感染症がさらに拡大している地域において、重症者への医療を確保する必要性から、軽症者の在宅での経過観察を行う場合。



単に自宅待機を指示するよりも、電話や情報通信機器による相談や診療（オンライン診療を含む）を行うことで、感染拡大のリスクを軽減させ、患者の状態の変化に迅速に対応できるとともに、患者の安心感につながることを期待される。

※ 新型コロナウイルス陽性患者を医療機関で診断した後に、自宅で経過観察する場合の要件については、今後、そのような事態が生じた際に、専門家により議論されるべき